

事 務 連 絡
令和2年4月22日

各市町村放課後児童健全育成事業主管課長 様

埼玉県福祉部少子政策課長

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に関連した
放課後児童健全育成事業の今後に向けて（通知）

平素より、子どもの健全育成の推進につきましては、格別の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

放課後児童クラブについては、令和2年4月16日付け事務連絡により、感染が拡大傾向にある市町村においては、可能な場合は、放課後児童クラブの臨時休所も含め、預かりの更なる縮小の検討をお願いしたところです。

県内各市町村における放課後児童クラブの運営状況について事例をお知らせしますので、事務の参考にしてください。

なお、臨時休所を検討するに当たっては、別紙3で例示する医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の児童等の預かりが提供されないことがないように、御対応ください。

また、放課後児童クラブの運営について、市町村の方針に変更があった場合は、随時御報告ください。

記

- 別紙1 臨時休所している市の事例（県内4市）
- 別紙2 登園自粛としている市の事例（県内58市町村）
- 別紙3 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者について

子育て環境整備担当 渡辺 木村
電話：048-830-3322
FAX：048-830-4784

【 臨時休所としている市の事例 】

(1) A市

○臨時休所期間

4月15日から5月6日

○特例的に利用できる対象者

保護者全員が以下の(1)から(4)までのいずれかに該当し、かつ在宅勤務や休暇等の調整がつかない世帯、または(5)に該当する世帯。

なお、小学校3年生以上の児童については、自宅で過ごすことを原則とする。

- (1) 病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
- (2) 老人福祉施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々の保護の継続に関する業務に従事
- (3) インフラ（電力、ガスなど）運営や飲食料品、生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
- (4) 警察、消防、鉄道、保育など、社会の安定の維持に関する業務に従事
- (5) その他、家庭での保育が特に困難な場合

○利用方法

在籍する放課後児童クラブに申請書を提出する。

※登所希望日と保護者全員の状況について記載

(2) B市

○臨時休所期間

4月8日から5月6日

○特例的に利用できる対象者

医療従事者等の保育が必要な家庭（国で示されている基準による）

※預かりが必要かどうかは、放課後児童クラブと保護者で協議して決定。

○利用できる施設

直営2所、民間5所で受け入れをしている。（その他は閉所）

○利用方法

在籍する放課後児童クラブへ申し出る。

【 登園自粛としている市の事例 】

(1) C町

○登所自粛期間

4月15日から5月6日

○特例的に利用できる対象者

仕事を休むことが困難な家庭、児童クラブの利用が真に必要な家庭

○利用方法

所属の児童クラブまたは、市の担当課へ申請書を提出。

(2) D市

○登所自粛期間

4月8日から5月6日

○特例的に利用できる対象者

両親ともに医療従事者や社会の機能を維持するために就業を維持することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方

○その他

4月20日からは、2つの学童クラブを閉所し、同一学区の別の学童クラブでの受け入れを実施

【 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者について 】

各市町村においては、保育所等で保育を提供する対象の子どもについて、以下の内容を参考にして判断くださるようお願いいたします。

出典：保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第二報）
（令和2年4月9日現在）厚生労働省子ども家庭局保育課 事務連絡（抜粋）

問10 4月7日付け事務連絡にある「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」には、どのようなものが想定されるか。

- 各都道府県における休業要請等の内容や、市区町村の実情を踏まえてご検討いただくものではありませんが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において例示されている「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」を踏まえ、市区町村において検討の上、適切にご判断ください。

※（参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。